

第3部

未来への提言

キッズスペース



七夕

支援物資で遊ぶ子どもたち



1. 子どもたちと共に復興を進めるために

(1) 震災から3年後の子どもの現状

前項では、各方面で支援を行ってきた行政、NPO、専門家などから、子どもの状況を報告してもらった。その中でどの講師も、「支援はこれからが本番、長く続ける覚悟が必要」と締めくくっている。

ここでは、それに加えて、各種調査などから見える子どもの状況について述べていきたい。

① 被災自治体学校長対象アンケートより

これまで2年にわたる子どもの現状を述べてきたが、3年後の子どもの状況もほとんど変化がない、というよりは、むしろ悪化の兆しがある。

2014年1月1日の「河北新報」に、河北新報社が宮城県の沿岸自治体15市町にある公立小中学校245校（小学校159校、中学校86校）の校長に対するアンケート調査をした結果の記事が掲載された。調査方法はアンケート用紙を郵送、記名による回答、仙台市は宮城野区と若林区に配布、回答数は208。回答率84.9%。内訳は小学校133、回答率83.6%、中学校75、回答率87.2%であった。校長の目を通してとらえた子どもたちの姿ではあるが、震災後の子どもの状況を、これだけの規模で調査した例はほかになく、貴重な資料といえるだろう。（記事全文は本書「資料」参照）

まず、東日本大震災で被災した宮城県沿岸部の小中学校の約7割が、自校の児童・生徒に震災の影響とみられる問題が現在もあると受け止め、8割以上の校長が「事態は深刻」ととらえている。震災の影響と思われる具

体的な問題は、「家計的に苦しい児童・生徒が増えている」が小中学校ともに最多だった。中学校は特に教育費がかかるため、家計の問題が深刻になっている。プレハブの仮設住宅暮らしなど住宅事情の劣悪さを示す回答も多く、「家庭学習の場を確保できない」が約5割、「家庭内の問題で精神的ストレスを抱える」が約4割を占めた。

「精神面で不安定」「体力の低下」「学力の低下」を挙げる回答が2割から4割程度あり、子どもたちの成長、発達が懸念される。被災児童・生徒に対する行政や地域、民間からの支援が十分かどうかについては、「十分」「ある程度十分」が45.7%、「やや不十分」「全く不十分」が41.4%でどちらも約半数であった。不十分な分野（複数回答）は「経済的支援」「保護者への住宅支援」「就労支援」で、保護者の生活基盤の回復が急務であることを示している。

「震災から時間が経過し、生徒の抱えていたものが表面に出てきたような気がする」「フラッシュバックする子がいる」「避難訓練があると数日間、精神的に不安定になる子がいる」「戦争単元学習で津波を思い出してしまう子など、配慮を必要とする子が多数いる」など、時間の経過に伴い、重篤化している状況もうかがえる。

暴力行為や問題行動の増加もみられるが、「生徒が心にしまい込んでいることが、いつ顕在化するか心配」「現在は震災の影響が見られなくても、生徒に影響がないのではなく、表面化していないだけ」と、今後ますます増加する予感を漏らす回答もあった。

遊び場が不足している上に、仮設住宅では子どもたちの遊んでいる声を注意される様子を指摘した校長もいた。ある校長は、「もともと進んでいた人間関係の希薄化、コミュニティー機能の低下は震災後大きく進んだように思える。それは家庭にも、子どもたちの日常生活にも影響を及ぼしている」と記している。

子どもや保護者を支える学校現場の苦悩を打ち明ける校長もある。「避難訓練などの際、震災当日のことを思い出し不安定になる教職員がいる」

「復興工事に伴う大型車両の交通量が増え、登下校時の安全確保が難しい」
「モノや金、どこかへの招待、イベントなどの支援よりも、落ち着いて、安心感の中で日常を過ごすことが大切だと感じる」「さまざまな困難を抱えながら生徒は元気を取り戻している。それは教職員の献身的な頑張りによるところが大きい。しかし教職員の疲労は限界に近い。教職員の支援が必要だ」

今後の対応に不安を抱える校長もいる。「震災後3年ぐらいで（子どもたちに）さまざまな問題が出てくると言われているが、どう対応をすれば効果があるのか分からない。具体的なアドバイスを求めても得られない。これまで通りのことをすればよい、と言われているが、それだけで本当に十分なのか分からない。無力感や焦りを感じている」「震災のことがいつフラッシュバックするか判断できない。被災した生徒たちは何年経過しても、これで解消したということはないのではないか」「中学卒業後、高校などで関わる友人の何げない言動などで、傷つくことがあるのではないかが気掛かりだ。現在は同じ困難を経験してきた仲間ばかりだが……」

「震災前から（宮城県の）沿岸部は教育環境や教育意識が内陸部より低いように感じていた。震災で格差が広がる一方だ」そのような中でも、ある校長はこのように述べている。「個に寄り添った支援が継続的に必要だと思う。3年後、5年後、10年後、子どもたちの教育を受ける権利を守っていききたい。教師は子どもにとって生涯教師であり続ける」。まだ日常の生活が再構築されていない中で、3年近くを過ごす保護者と、その子どもたち、教師の苦悩が読み取れる。

② 支援を必要とする子どもたち

今、仮設住宅の支援員等が気にかけている世帯は、実は、震災前から行政機関で連携して見守っている家庭が多い。震災前は地域の中で、「心配な家庭」として近隣の人たちも少しずつ関わってきていたが、仮設住宅に移る際に、個人情報支援員にも伝えられないまま悪化して、警察や児童

相談所などが関わる事態になっている。子どもや家庭をめぐる問題は震災前も震災後も同じだが、震災によって深刻化するというのが大方の関係者の見方である。ここにも「震災は、以前からあった問題をあぶりだす」という兆候があるのだ。

同じように震災しても、家族が力を合わせて乗り越えていける家庭と、そうでない家庭の格差は開くばかりである。これほど多くの子どもたちが被災した例は近年に近く、不登校、非行、徘徊などが急増しているが、子どもたちの問題行動が何に起因しているのかを見定めるのはとても難しい。しかし、これらは子どもたちが発しているSOSのサインであることは間違いない。それぞれの子どものサインを注意深く読み解き、支援することが求められている。

③ ひとり親家庭の子どもたち

震災によってひとり親になった家庭の子どもたちは940人いるが、もとのひとり親家庭の子どもたちの抱える困難も増加している。宮城県は2013年、県が把握しているひとり親震災世帯530世帯と震災前からひとり親だった世帯（一般世帯）から無作為抽出した2880世帯を対象にひとり親の実態調査を行った。河北新報社2014年2月3日の報道によると、有効回答率は43.6%、震災前後の年収を比べると、震災世帯の31.3%が「3分の2ほどに減った」、27.4%が「3分の2より少なくなった」、4.2%が「全くなくなった」と回答した。父子、母子家庭で収入の変動に大きな違いはなく、一般世帯で収入が減ったと答えたのは26.0%だった。現在困っていること（複数回答）は、震災世帯の父子、母子家庭ともに4割が「子の世話・教育」を挙げ、父子家庭は「家事」（31.4%）、母子家庭は「相談相手」（31.8%）と続いた。震災世帯の母子家庭の勤労形態は「常時雇用」が35.7%、「臨時雇用」が23.4%で、「無職」は34.4%に上り、一般世帯の母子家庭は「常時」が47.9%、「臨時」が33.6%、「無職」が9.4%。震災世帯の母子家庭が就職難に直面している状況がうかがえた、と記事は締めく

くっている。

震災前の「宮城県ひとり親家庭自立促進計画」にもとづく平成22年度調査で、母子家庭の年収200万円未満の世帯が54.6%（仙台市45.3%）、200～250万円未満が14.0%であったことから、母子家庭の年収は総じて低いことが推測できる。同調査で困っていることとして挙げられたのが母子家庭、父子家庭とも生活費（母子家庭66.5%・父子家庭35.3%）が最多であったことと比較すると、震災後は、経済的困難より子どものことについての困難を抱える親が多くなっていることを示している。ひとり親家庭の子どもたちは、親の困難を察知して、がまんをしていたり、がんばったりする子どもが特に多いので、親子ともに支援していく体制作りが急がれる。

④ 不登校について

2012年度の学校基本調査によると、中学校で不登校になった生徒の割合を都道府県別にみると、宮城県が最多（出現率3.14%）となっている（2013年8月7日宮城県教育委員会発表）。小学校の出現率が0.37%、中学校が3.14%、高等学校2.33%となっており、中高生の不登校率が高い。同調査によると、不登校のきっかけと考えられる状況は、小学校で「不安など情緒的混乱」が19.2%、次いで「無気力」が14.5%、「親子関係をめぐる問題」13.1%、「家庭の生活環境の急激な変化」10.9%となっている。中学校では、「無気力」が20.2%、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が14.4%、「不安など情緒的混乱」が12.8%、「学業の不振」が8.3%となっている。高等学校では、「無気力」が23.3%、「不安など情緒的混乱」が16.0%、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が9.8%、「あそび・非行」が7.4%となっており、中学生・高校生に、より深刻な兆候が表れている。私たちの聞き取りでも、中学生や高校生が過呼吸を起こしたり、リストカットなどをしたりしていることを懸念する先生方は多かった。震災の経験が原因であるとするれば、思春期の子どもたちに影響が大きいといえる。なお、いじめによる不登校の出現率は、小学校1.1%、中学校1.6%、高等学校0.5%と、

この調査では低くなっている。

⑤ 学力低下について

2013年の学力調査では小学校の平均正答率が全教科について全国平均を下回り、昨年度と比較すると、全国平均との差が広がっている（2013年8月27日発表「平成25年度全国学力・学習状況調査」）。教育委員会では震災の影響もあるとしている。

確かに震災の影響は大きく、未だに基本的な生活が取り戻せていない状況で、家庭での学習環境も整わず、このような結果となっていることもあるかもしれない。しかし一方で、被災地域に学習支援者が入って、丁寧な指導を心掛けた結果、子どもたちの学力が向上し、子どもたちが自信を取り戻した、学校へ行くようになったなどという話も聞く。ある外部からの支援者は、「これまで将来に目的を見いだせないため学習意欲がなかったり、親の仕事を継ぐので進学の必要性を感じなかったという子どもたちが、学習の楽しさを知ったり、進学への意欲を持ったりしている。」と話していた。震災と学力の因果関係は、さらに詳細な調査が必要だ。

⑥ 虐待について

虐待について見てみると、宮城県の虐待相談受付件数は、震災前の2010年度は1,235件であったのが、震災発生元年の2011年度には944件に減少、2012年度には1,103件とまた増加に転じている。児童相談所職員の話によると、2013年度にはさらに増加の見通しとなっているが、その内容は「DVの目撃」が急増しているという。これは、警察がDVの通報で出動したときに、その家庭に子どもがいれば、通告するようになったことから増加しているとのことであった。数値だけ見ると状況は悪化しているようだが、実は早期に発見されるようになった結果ともいえる。DVや虐待に対して、警察も積極的に関与するようになったり、仮設住宅などの見守りの中で、DVや虐待が発見されやすくなったりした結果、数値が上

がったのであって、ひとつの成果であるとの見方もある。今後仮設住宅が解消されても、地域での見守りや警察対応を続けていけば、虐待は早期に発見、予防ができるということになる。

⑦ 早急な対応と個別の支援を

大切なのは、これらの数値に一喜一憂するのではなく、子どもたちの状況に的確に対応していくことだろう。子どもたちは日々成長しており、対応は待たないということである。ある母親が私たちに語った。「当時1歳の子どもと一緒に津波を逃れてショッピングセンターの屋上で一晩を過ごしたことをまだ毎日のように話すのです。この子は大丈夫でしょうか。」その子はすでに4歳になっていた。時間の流れは大人と子どもでは大きく違うという。この3年を空白で過ごした子どもたちの将来は、だれも埋め合わせることができない。震災発生後、様々な人ができる限りのことをしたと思われるが、今回の震災は、人間の無力を思い知らされる自然の脅威であった。しかし、そのことを理由に子どもへの対応を遅らせてはいけない。これからでもできることを探し、一歩でも二歩でも前に進まなければならない。

その際に注意しなければならないのは、「震災後3年目の子どもたち」とひとくくりにできる状況ではないということだ。それぞれの子どもの環境や境遇などは個々に異なっており、複雑化、重層化し、またその格差は際立ってきている。私たちは、今、目の前の子どもひとりひとりに向き合う決意を固めなければならない。そのための人的支援、財政的支援は絶対に必要なものだ。子どもの未来、被災地の未来、日本の未来に対する投資は惜しんではならないと強く思う。

(2) 震災後3年目の子ども支援具体案の提示と成果

私たちは震災後宮城県議会議員が主催した、「震災から3年目の子ども支援を考える意見交換会」の第3回（2013年6月27日開催）の会合で、以下のような資料で具体策を示した。

問題点1. 公共施設はある程度復興が進んでいるが、職員の心のケアが進んでいない。

そのための研修を行う時間が取れない、教員などの異動で被災体験が異なる人が一緒に仕事をする困難を感じている。

解決に向けての提言

- ① 保育士、教員等の補助者を配置する。（被災者を託児スタッフ・子ども支援者に養成など）
- ② 補助者の養成、スキルアップ体制を整備する。
- ③ 勤務の関係で一斉研修が難しいため、勤務先に近いところで、数回にわたって同じ研修を行う必要がある。

問題点2. 子ども、親の心のケアが不十分である。

学校にスクールカウンセラーを配置しているが、常駐ではないため話したい時に話せない。カウンセラーには話せないという子どもも多い。

親もスクールカウンセラーに相談してよいことになっているが、なかなか行けないという声もある。

なぜ話せないのかの理由は以下の通り。言ってもしょうがない、心配をかける、はずかしい、おおごとになる。

解決に向けての提言

- ① 子どもの居場所づくり、サロン活動をしている人など、身近な人に話をすることが多いので、どんな話でも受け止め、必要な支援につなぐために、研修などをしてスキルアップを図る。
- ② 自分から出かけて行って話せない人に対しては、訪問支援も必要。行政のマンパワーが不足しているため、支援員などをスキルアップして携わってもらうなどの工夫を。みなし仮設支援のために行政と団体の連携を行う。
- ③ 子どもが復興計画にかかわり、まちの未来を考え、主体的に行動できる体制を

作る。このことで、子どもが自信をもつことができる。

問題点 3. 支援者のケアが不十分である。

- ・3年たっても、現状が回復しない徒労感。
- ・外部からの支援 NGO・NPO が撤退。資金、活動場所、人材の不足。引き継ぐ仕事が膨大。
- ・支援対象から頼られる度合いが増加。

以上のような状況で追い詰められている支援者・支援団体が増加している。

解決に向けての提言

- ① NPO がスタッフを雇用して継続的な支援ができるだけの財源を確保する。
「被災児童やその家族等を支援するための相談・援助事業費補助金」は現在 100 万円を限度としているが、必要と思われる事業には増額し、せめて事務局員 1 名を雇用できる金額にする。
- ② 沿岸部で活動している団体への支援を強化する。外部の人が行って相談にのるなどの支援が必要。
(宮城県子ども支援会議地域会議、宮城県サポートセンター支援業務の活用。)

問題点 4. 子ども虐待・暴力・性的問題が増加している。

解決に向けての提言

- ① 支援者が問題を発見できる研修を実施
- ② 学校や家庭への広報
- ③ 子どもへの情報提供（相談先など）
- ④ 問題が起きた時にケース会議が開ける体制

まだ実現できているものは多くないが、一定の成果はあった。

「問題点 1-① 保育士、教員等の補助者を配置する。」については、震災後、保育士の数が減少し、保育所が再開しても保育士が集まらないといった状況があったためである。津波被害のあった保育所では、子どもの命を守る重責を担う保育士の役割が改めてクローズアップされ、同様に子どもの命に責任を持つ教職員等との賃金格差の大きさが問題となっている。宮城県内の保育士養成学校では、保育士資格を持ちながら一般企業に就職したり、

他県の保育士として就労したりする事例が相次いでいるという。ある認可外保育所の所長は、かなり無理をして給与をアップして求人しているが、応募がない状況だと嘆いていた。このような状況に危機感を抱いたためか、宮城県は2013年度、新たに保育士確保支援費を計上し、改善に乗り出した。

「問題点1-③勤務の関係で一斉研修が難しいため、勤務先に近いところで、数回にわたって同じ研修を行う必要がある。」「問題点2-①子どもの居場所づくり、サロン活動をしている人など、身近な人に話をすることが多いので、どんな話でも受け止め、必要な支援につなぐために、研修などをしてスキルアップを図る。」「問題点2-②自分から出かけて行って話せない人に対しては、訪問支援も必要。行政のマンパワーが不足しているため、支援員などをスキルアップして携わってもらうなどの工夫を。みなし仮設支援のために行政と団体の連携を行う。」等については、宮城県で仮設住宅支援を行っているサポートセンター事務所主催の研修を県内数か所で行っているほか、宮城県がチャイルドラインみやぎに委託している「サポートセンター支援業務」により、各市町で研修などが行われるようになったが、各市町とも年に一度ほどの実施にとどまっているため、すべての職員・支援者研修には至っていない。しかし、仙台市内での研修に子どもの遊び場、居場所づくりを行っている支援者の参加が増加している。また、行政と団体をつなぐために、行政職員に講師をしてもらうなど、顔を合わせて連携ができるような研修を持つことにし、成果が上がっている。「問題点4-①支援者が問題を発見できる研修を実施、④問題が起きた時にケース会議が開ける体制づくり」については、児童相談所と連携して、「虐待防止セミナー」を開始した。サポートセンター職員だけでなく、NPO、ボランティア団体などと、市町の虐待窓口の職員、児童相談所職員が顔を合わせることによって、ケース検討につなげる目的で行うものである。セミナー終了後、相談会を設けたところ、様々な情報交換ができると団体から喜ばれている。

問題点3については、現在特に急を要する事項である。様々な助成金・

寄付金も減少し、外部団体の撤退も相次いでいる上、現地 NPO の疲弊が目立つ。が具体的な見通しは立っていない。

「問題点2-③子どもが復興計画にかかわり、まちの未来を考え、主体的に行動できる体制を作る。」については、各地で試行的な動きはあるが、県全体の動きにつながっていない。宮城県の復興計画では、10年間を「復旧期（H23～25年度）、再生期（H26～29年度）、発展期（H30～32年度）」としており、すでに次年度は再生期を迎える。

以下に宮城県復興計画における子ども・子育てに関する表記を抜き出してみたが、できるだけ前倒しで実行してほしい項目が多い。子どもたちは日々成長しているため、対応が後手に回ってしまうことを懸念している。下線部分は私たちが特に注目している部分である。もちろん、行政に任せただけでなく、私たちもできる限りのことをしていくつもりである。

宮城県復興計画における子ども・子育てに関する表記の抜粋
(復旧期 H23～25 再生期 H26～29 発展期 H30～32)

4. 緊急重点事項

(5) 教育環境の確保

震災で被害を受けた学校や社会教育・体育施設の早期復旧を図るとともに、被災地区校を中心に教職員などの人的体制を強化し、適正な教育環境の確保を図ります。また、被災した児童生徒に対し、奨学資金貸付等の就学支援、心のケア、通学困難な児童生徒に対する交通手段の確保に取り組みます。

(6) 保健・医療・福祉の確保

震災で親を失った子どもなどに対して、県内の里親による保護・養育などの支援を行うとともに（後略）

5. 復興のポイント

(9) 未来を担う人材の育成

■ ねらい

震災後の宮城の復興を実現し、持続可能な地域社会をつくっていくために何より必要なのは、未来を担う人材の育成です。このため、被災地の教育

環境の整備と子どもたちの心のケアや防災教育の充実を図ります。また、子どもたちに他者や社会との関わりを再認識させた今回の震災の経験を生かしながら、本県独自の「志教育」に一層取り組み、我が国や郷土の発展を支える人づくりを推進します。

■ 具体的な取組

○心のケアと防災教育の充実

○「志教育」の推進

・家庭や地域・企業等と協働し、子どもたちが、社会において将来果たすべき役割を主体的に考え、より良い生き方を目指し、その実現に向けて意欲的に取り組む姿勢を育みます。

○宮城の復興を担う産業人材の育成

・本県の今後の産業構造を見据えながら、復興に必要な農林水産業、ものづくり産業、医療福祉分野などの担い手の育成を強化します。

○若者の復興活動への参画促進

・若者が積極的に復興活動に参画するための施策を推進することにより、宮城のみならず我が国の未来を担う人材の育成を図ります。

6. 分野別の復興の方向性

(2) 保健福祉

② 未来を担う子どもたちへの支援

復旧期 親を失った子どもなど保護が必要な子どもを県内の里親や施設等で養育
巡回相談などにより心のケアの充実

母子寡婦福祉資金の貸付けを行うなど、ひとり親家庭等に対する経済的
支援

保育所、児童館、地域子育て支援センター等の応急的な復旧を支援

再生期 子どもを養育する家庭等への経済的支援、子どもの心のケアの取組推進、
保育所、児童館、地域子育て支援

センター等の整備を支援、地域全体で子どもを守り育てる気運の醸成と
環境整備

発展期 子どもがいじめや虐待を受けることなく地域全体で子どもや子育て世帯
を支える社会の構築を進める

全期間を通じた施策の展開に当たっては、すべての子どもの権利や個性が大切にされ、健やかに成長していくことができるよう、子どもにとっての幸せを最優先とし、

各種の取組を推進

(6) 教育

① 安全・安心な学校教育の確保

復旧期 震災で被害を受けた学校施設の復旧を急ぐなど教育機会の確保に努める
経済的に就学困難な児童生徒等に対する奨学資金貸付の拡充

通学困難な児童生徒に対する交通手段の確保を図る

スクールカウンセラーなど専門職員の派遣等により、児童生徒等の心のケアに対応

被災地区の学校を中心に教職員などの人的体制を強化し、生徒指導・進路指導や教育相談の充実を図る

再生期 児童生徒等の心のケアや、教職員などの人的体制の強化に引き続き取り組む

甚大な被害を受けた県立高校について、計画的に校舎の改築等を行う

高等学校を地域の復興の担い手の一つとして、地域との連携を強化し、復興を支える人づくりに努める

児童生徒の職場体験やインターンシップの充実を図り、「学ぶことの意義」を実感しつつ本県独自の「志教育」を推進する

発展期 様々な体験・文化活動等の推進を通じて、規範意識の醸成やコミュニケーション能力の育成を図る

教育相談の充実や関係機関が連携したネットワークの構築などにより、学校の教育環境の充実に取り組む

全期間を通じて、児童生徒の発達段階に応じ、今回の震災の経験を生かした防災教育の推進や系統的な「志教育」の充実、児童生徒の確かな学力の定着・向上に努めるなど、郷土の発展を支える人づくりに取り組む

(※下線は著者挿入)

(3) 震災後3年たって見られる「家族の崩壊」

宮城県では未だに37,805世帯、90,406人が仮設住宅やみなし仮設住宅に住んでいる（宮城県2013年11月）。3年近くたってもまだ仮の生活で、一体いつまでこの生活が続くのがわからない。被災者の抱える問題は、

どんどん個別化、深刻化している。それを支えるためには、行政サービスの網からこぼれおちたニーズに対応する多くのマンパワーと資金が必要だ。

しかし、津波被害を受けた地域の現実の生活は厳しく、復旧にはまだ多くの時間を要する。震災から3年を迎えようとしている今でも、復興庁発表によると岩手・宮城・福島の公的住宅の整備は2014年3月完成予定のうちたった11%にとどまっており、その原因は、資材費、人件費の高騰、市町村の職員不足、完成を待ちきれなくなった住民の意向の変化による計画の見直しなどが理由であるという。

私たちは、せっかく津波から逃れて命が助かったのに、最近になって家庭が崩壊していく様子を多数見聞きしている。以下、いくつかの例を紹介する。(プライバシーに配慮して構成している。)子どもたちは、このような大人の争いの中で心を痛めている。放っておけば、子どもたちの心はがまんの限界を超えてしまうだろう。

Aさん 被災した家の再建をめぐる父母と祖父母の意見が分かれ再建は不可能になった。祖父母は元いたところに建てたかったが、若夫婦は少しでも都市部に近いところを希望した。住む場所の選択肢が広がったことで、折り合いをつけることができなかった。再び3世代で孫たちと住むことを願っていた祖父母の願いはかなわなかった。

Bさん 震災前は3世代で住んでいたが、仮設住宅に入るとき、仮設住宅は狭いので、祖父母と若夫婦がそれぞれの仮設住宅に住んだ。長引く別居生活で、若夫婦と子どもだけのライフスタイルを確立し、復興住宅を申し込むときは、2世代が別々に住むことを選んだ。このような家族が多いため、ある町ではせっかく建てた2世代の公営住宅が完成しても入居が少なく、空き家になっているという。

Cさん 夫婦で力を合わせて小さいながら店を持った。その2か月後津波が襲った。仮設住宅に住みながら、何とか再建を考えようと思う妻と、

落ち込んで何もする気がなくなった夫の気持ちがすれ違い、とうとう妻は2人の子を連れて離婚、実家へ戻った。

Dさん 3世代で住んでいた家を津波が襲って、長女とその母親が亡くなった。しばらくは祖父母、父、二女で生活をしていた。元の場所に家を建てられるようになったが、祖母はもう戻りたくないという。祖父は自分の故郷に帰りたと思うが、老妻を無理につれて帰るわけにいかない。そうこうするうち、父が再婚して家を出た。祖父母のもとに残された二女は自分の将来を描けないでいる。

Eさん 津波からは何とか逃れたが、震災の日に家族の安否が確かめられなかった父親が、高校生の二人の子どもを心配して、震災後は行き先などを事細かに聞くようになり、関係が悪化した。妻にも当時小学生の子どもと一緒にいなかったことを毎日のように責めるので、妻もうつ状態になり、結局離婚した。

Fさん 娘夫婦を津波で亡くし、孫を引き取ったが、孫が大きくなるまで自分が生きていられるか心配。同居している独身の息子は、震災直後はよく働いてくれたが、最近、余震があると職場でもわなわなとふるえているような状態で、とても頼りにならないと思う。なぜこの年になってこんな目にあうのか、眠れない日も多い。

東日本大震災は、命が助かった多くの人から、大切なものを震災後もまだ次々と奪っている。子どもたちは、まだその渦中にあるのだ。

(4) 子ども支援のあり方

今回の震災で強く感じたことは、乳幼児期から親子関係や家庭環境に恵まれなかった子どもは、震災によるダメージが非常に大きいということだった。土台がしっかりしていれば、多少外圧があっても何とかなるが、土台が揺らいでいる状態では、少しの刺激で壊れてしまう。破壊してから

修復するのではなく、乳幼児期に強い土台づくりをすることが必要だ。その意味では、子育て支援の充実なども大きな役割を果たすだろう。すべての子どもが自分の誕生を喜んで受け入れられ、愛情をもって育まれて成長することが保障されなければならない。現在の日本社会は、その保障を十分できないでいる。まずは、親となる人たちへの支援が必要である。最近では、少子化のためか、自分の子どもを産むまで赤ちゃんを抱っこしたことがない親も多い。かつては「子どもを産めば親になるわけではなく、子どもに育てられて親になる」と言うことができた。それは、まわりに子育てを支える様々な人が存在していた時代のことである。

近年の児童虐待数増加は、親が親としての役割を果たしていない虐待家庭で育つ子どもが増え、その子どもたちは、モデルとなる親像がないままに子育てをし、虐待した親と同様の子育てに陥ることが多いことも理由となっているという。子どもたちは困難を抱えたとき、相談する先を知らない。その結果、あきらめたり自暴自棄になったりしてしまうことも多い。チャイルドラインは、そのような子どもたちにも寄り添っていく電話ではあるが、実際に救済に駆けつけるというシステムは持っていない。子どもたちに情報を提供し、相談できる先として、子ども版の法テラスやオンブズパーソンのような制度の必要性を痛感する。

また、虐待の連鎖を断ち切るための一つが、「パーソナルサポート」であろう。18歳になると児童福祉法の対象からはずれてしまうが、虐待家庭で育った子どもたちは基本的習慣が身につけていないため、社会に出て行って挫折することも多い。何度か失敗を繰り返すことにも付き合っていく、「伴走」する大人の存在が必要だ。

また、18歳では、まだ親の監督下に置かれ、親権の問題もある。以下に「子ども」に関する法律を載せてみた。

「子ども」に関する法律等

児童福祉法 18歳未満

児童虐待防止法 18歳未満

少年法 20歳未満 14歳に満たない刑法犯は家庭裁判所の審判に付す

民法 男子18歳、女子16歳が婚姻可能ただし親の同意が必要

未成年が結婚したときは成人とみなす

労働基準法 使用者は、児童が満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまで、これを使用することはできない。

道路交通法

原動機付自転車、普通自動二輪車、小型特殊自動車の運転免許は満16歳から取得できる。

普通自動車、大型特殊自動車の運転免許は満18歳から取得できる。

宮城県青少年健全育成条例

6歳以上18歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）

このように「おとな」と「子ども」の境目にある子どもたちへの対応は、適用する法律によっても異なっている。子ども支援の難しさはこんなところにもあるのだ。

(5) 被災地以外でできること

今回の震災は日本人の価値観を変えたと言われる。核家族化が進み、地域社会の人間関係が希薄になった今、家族や地域の在り方を皆が考えたからだろう。地震発生の日の夜は真っ暗で、家に戻れた人たちは、ろうそくのもとに集まり、恐怖と寒さをしのいだが、後にこの日のことをこんなふうに語った子どもがいた。「あの日は寒くて、暗くて怖かったけど、ふだん家にいないお父さんもいて、みんなが一緒に、ろうそくを立てて、テレビも見れないのでみんなで話をしたのがうれしかった。」ふと漏らした子どもの本音だったと思われる。

しかし、3年目を迎え、あの時の不安を津波被害地域以外のどれだけの人が覚えているだろうか。携帯電話もつながらず、家族の安否確認に身を

削られる思いをし、その後再会できた時の気持ちを忘れ、つい自分の感情に任せて子どもを叱ったりしていないだろうか。

日本の子どもたちの多くが淋しさを抱えて生きている。世の中が便利になった反面、子どもも大人社会のスピードについていかなければならず、ゆっくり成長することを待っていてももらえない。

ある学校から届いた子どもからのお礼状に「わたしたちの町がこわされてしまい、くやしい気持ちでいっぱいです。でもわたしはかならずこのまちがふっかつすると信じています。そのためにがんばります。」と書かれていた。震災を経験した子どもたちは、大人が思っているよりずっと大きな力を秘めている。大人たちはこの子どもたちと共に、自分の地域の復興を考えてほしい。これから10年、20年と続く復興に向けて、子どもたちがあきらめず、力を発揮できる環境をつくるのが、大人に課せられた課題である。

今回、多くの支援者が被災地で活動してくれた。しかし、どんなに心を通わせることができたとしても、遠くから来る支援者が、日常的に寄り添い続けることは現実的に不可能である。だとすれば、地元で寄り添い続けることができる人たちにうまくバトンタッチしていくことが重要になってくる。

では、遠方の支援者の役割がそれで終わるかと言うと決してそうではなく、今後の重要な支援は、「忘れない」「応援し続ける」というメッセージを送り続けることである。今、被災地では、外部団体の撤退が相次ぎ、忘れ去られる不安が被災者の間で膨らんでいる。ある団体が寄贈して、仮設住宅の住民が集っていたテントの老朽化がひどく、補修しようといったん撤去したのち新しいテントが建てられた。その間、住民のだれひとりテントについて口にしなかったが、新しいテントが建ったのを見て、「よかった。もう撤去されてなくなるのかと思った。」「支援してくれるボランティアさんたちが来なくなるのかと思っていた。」などと口々に話したという。ちょっと聞けば済むことなのだが、聞いて「撤退する」といわれることがどんな

につらいことか、支援団体の人たちは、住民の不安を思い知ったという。

チャイルドラインには、「支える人を支える」という理念のもと、「支え手」という役割がある。受け手ボランティアが活動するために、緊急対応や、聴いた後の振り返りを共に行う存在である。「支える」ことは、被災地で燃え尽きない、燃え尽きさせないための重要なポイントである。被災地で活動する人たちには、全国・世界に多くの「支え手」が必要なのだ。

さらに、遠隔地で担うことができることとして、「被災地の子どもの状況を社会に発信する」という役割もある。被災者や現地の支援者は、現場で活動することに忙しく、広報や提言などが後手に回りがちなので、このような活動も大きな後方支援となる。

この震災をきっかけとして結ばれた「絆」をこれからも絶やさず、今後も長く続く復旧・復興をそれぞれの立場で支え合い、よりよい協働のために知恵や力を出し合っていくこと、そして、そこに子どもたちも参画できる場を保障することが、被災地の未来を描くことにつながるのではないだろうか。

(6) 子ども参加の提言と条例づくり

私たちは2013年9月20日に開催された「第4回震災で被災した宮城県の子どもの子育て家庭の復興支援に関する意見交換会—子ども参加の進め方と県内の条例づくりについて—」で、以下のような提言を行った。

提 言 書

1. 東日本大震災を経験した宮城県として、子どもの命を守り、育てる決意を表明すべきであると考えます。
2. 子どもに関わる事業は市町村単位であるが、宮城県の子どもの育つ環境の質を保障すべきであると考えます。

3. 従来の法律の中では対応しきれない子どもの問題に取り組む条例が必要であると考えます。
4. 震災を機に活動を展開している様々な民間団体と連携できる仕組みを整える必要があると考えます。
5. 子どもの問題に取り組むことが、大人の雇用や福祉の充実につながるような施策が必要であると考えます。
6. 子どもたちが、希望と誇りをもって、宮城の復興と未来づくりに関わり、個人の幸福を実現できるように、多くの子どもの意見を聞き、子どもの参画を進める仕組みづくりをする必要があると考えます。

宮城県では、子どもの権利を中心に据えた「みやぎ子どもの幸福計画」がすでに策定されています。この計画を推進するために、1～6の視点を盛り込んだ子どものための条例づくりを推進されますよう、提言いたします。

2013年9月20日

特定非営利活動法人チャイルドラインみやぎ 代表理事 小林純子

震災前の2010年11月、私たちは、宮城県において、「子どもの権利条約フォーラム in みやぎ」を実施、全国からのべ1,600人が参加して、熱い議論を行った。本来なら、翌年からこのフォーラムを毎年実施し、子どもの権利条約の啓発と実現に向けての活動を行う予定であったが、残念ながら東日本大震災の発生で断念せざるを得なかった。2014年度はその活動を再開し、震災を経験した私たちだからこそ作り得る「子どもの、子どもによる、子どものための条例」を、官民が一体となって考えあう場を作りたいと思っている。